

ささえ、ささえられて
ホッと、安心～みんなの笑顔

知ってほしい 福祉の**話**

このコーナーでは、福祉の制度やよくある質問についてお知らせします。

第19回目は【介護保険制度についてのよくある質問①】です。

Q：介護保険料は何歳から納めるのですか？

A：65歳以上の方は、誕生日の前日の属する月分から、40歳以上65歳未満の方は、40歳の誕生日の前日の属する月分から保険料がかかります。

Q：現在63歳です。今まで介護保険料を払っていませんが、どうなっているのですか？

A：40歳から64歳の方(第2号被保険者)であれば、加入している健康保険の保険料と併せて介護保険料を納めています。ただし、社会保険など会社の健康保険の被扶養者は、勤めている人が保険料を負担しますので、ご自身で支払うことはありません。

Q：65歳になって介護保険料の納付書が届きました。健康保険からも介護保険料を支払っています。両方払うのでしょうか？

A：65歳になった月分からは、健康保険での介護保険料負担はなくなります。健康保険の介護保険料については、ご加入の健康保険にお尋ねください。

※国民健康保険に加入している方の場合、年度途中

に65歳になることを見越し、あらかじめ割り引いた額で納めていただいています。

Q：介護保険料を年金天引き(特別徴収)にできませんか？

A：手続きの必要はありません。年金からの徴収が可能になれば自動的に天引き(特別徴収)が開始されます。それまでは納付書など(普通徴収)で納めてください。また、年金天引きを普通徴収に変更する手続きもありません。

Q：介護保険料を滞納したらどうなるのですか？

A：災害などの特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、介護サービスを利用するときに、保険給付の償還払い化(一旦全額自己負担し、申請により払い戻す)や給付の一時差し止め、利用者負担の引き上げ(負担が1割から3割に)などの給付制限があります。

問い合わせ 福祉課介護保険係(内線157・158)

一人ひとりが人権を
尊重する社会を目指して

人権のひろば



【人権に関する市民意識調査の結果】

前回は、「刑を終えて出所した人の人権」「犯罪被害者とその家族の人権」についてお知らせしました。今回は「インターネットによる人権侵害」「ホームレスの人権」についてお知らせします。

※調査結果は、市ホームページでもご覧になれます。

インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害について特に問題だと思ふことを尋ねたところ、上位から

他人をひぼう中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること	44.8%
個人情報などが流出していること	37.5%

の順となっています。(回答数1,070・複数回答)

回答に男女による大きな違いはありませんが、年齢別では、20歳代で「個人情報などが流出していること」が問題だとする回答が、最も多くなりました。

次に、インターネットによる人権侵害の解決に必要なことを尋ねたところ、上位から、「違法な情報発信者に対する監視を強化する」(40.2%)、「人権侵害が明らかになった場合は、プロバイダー・掲示板管理者に対し情報の停止・削除を求める」(39.1%)の順となっています。

ホームレスの人権

ホームレスの人権問題について特に問題だと思ふことを尋ねたところ、上位から

就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと	50.7%
ホームレスに対する誤解や偏見があること	22.4%

の順となっています。(回答数1,070・複数回答)

次に、ホームレスの方々への人権侵害の解決に必要なことを尋ねたところ、上位から、「就職支援(職業訓練など)を行うなど、就職機会を確保する」(43.0%)、「住まいを確保するなど自立して生活しやすい環境を整備する」(31.3%)、「ホームレスのための相談・支援体制を充実する」(31.2%)の順となっています。年齢層で見ると、「就職支援(職業訓練など)を行うなど、就職機会を確保する」との回答は、若年齢層の方に多く見られました。